

門真市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第19号）第7条の規定により本市が処理することとされた大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく事務の処理に関し、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令、施行規則及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において「市境店舗」とは、大規模小売店舗のうち、当該大規模小売店舗の所在地の境界線から1キロメートルの範囲内に本市以外の区域を含むものをいう。

(概要書)

第3条 市長は、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとする者に対し、当該届出に先立ち、大規模小売店舗出店（変更）計画概要書（様式第1号。以下「概要書」という。）及びそれに添付する協議に必要な書類を正本1部及び副本10部を市長に提出するよう求めるものとし、別表の中欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる事前協議担当課と当該計画内容について協議を行うよう求めるものとする。

2 前項の概要書に添付する協議に必要な書類については、市長が別に定めるものとする。

3 市長は、第1項の届出をしようとする者に対し、同項の協議の内容について協議事項、協議過程、結果等を協議ごとに作成し、提出するよう求めるものとする。

(届出書等)

第4条 次に掲げる届出書又は通知書（添付書類を含む。）の提出部数は、原則として

正本 1 部及び副本19部とする。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による届出書
- (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出書
- (3) 法第 8 条第 7 項の規定による届出書
- (4) 法第 9 条第 4 項の規定による届出書
- (5) 法附則第 5 条第 1 項の規定による届出書
- (6) 法第 8 条第 7 項の規定による通知書

2 次に掲げる届出書（添付書類を含む。）の提出部数は、原則として正本 1 部及び副本 2 部とする。

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出書
- (2) 法第 6 条第 5 項の規定による届出書
- (3) 法第11条第 3 項の規定による届出書

3 前 2 項の届出書等に係る大規模小売店舗が市境店舗の場合であつて、第 2 条第 2 項に定める範囲において法を運用する他の地方公共団体の区域が含まれる場合は、前 2 項に規定する届出書の提出部数に当該地方公共団体の数を加えた部数の提出を求めるものとする。

（公告）

第 5 条 法第 5 条第 3 項（法第 6 条第 3 項、法第 8 条第 8 項及び法第 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）、法第 6 条第 6 項、法第 8 条第 3 項及び第 6 項並びに法第 9 条第 3 項の規定による公告は、市役所の掲示場に掲示してこれを行う。

（縦覧）

第 6 条 法第 5 条第 3 項（法第 6 条第 3 項、法第 8 条第 8 項及び法第 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）並びに法第 8 条第 3 項及び第 6 項の規定による縦覧は、市民文化部産業振興課で行うものとする。

（軽微な変更）

第 7 条 市長は、法第 6 条第 4 項ただし書の規定による軽微な変更として同条第 2 項の規定による届出をしようとする者に対して、当該届出を行おうとする日の 1 箇月前までに軽微変更適用申出書（様式第 2 号）の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の申出書に当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しない旨を証する資料を添付するように当該届出をしようとする

する者に対して求めるものとする。

3 市長は、第1項の申出書の提出があった場合は、その内容について施行規則第8条に規定する軽微な変更該当すると認めるかどうかを審査し、書面によりその結果を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により軽微な変更該当すると認めた法第6条第2項の規定による届出については、第1項及び第2項の規定による申出書及び資料を添付し、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による縦覧に供するものとする。

(説明会の開催等)

第8条 市長は、法第7条第1項の規定による説明会（以下この条において「説明会」という。）について、その説明会開催者に対して、参加者数、利便性等を考慮して、住民が参加しやすい開催の場所及び日時を設定するよう求めるものとする。

2 前項の説明会の開催回数は、原則1回以上とする。

3 説明会は、当該説明会に係る大規模小売店舗の所在地の属する区域内において、平日の夜間又は土曜日、日曜日若しくは休日に少なくとも1回以上開催しなければならない。

4 市長は、市境店舗に係る説明会の場合は、説明会の開催を予定する場所を定めるにあたり説明会開催者に対して、第2条第2項に定める範囲内（本市の区域内を除く。）に居住する者の参加について配慮を求めるものとする。

5 市長は、説明会開催者が法第7条第1項に規定する届出をした者と異なる場合は、説明会開催時に当該届出をした者に対して、説明会への同席を求めるものとする。

6 市長は、法第5条第1項第6号に掲げる事項に係る法第6条第2項の届出を行った者に対して、当該変更先立ち説明会を実施することを求めるものとする。

7 市長は、説明会開催者が説明会を実施するにあたり配慮すべき事項について、意見を述べることができる。

8 市長は、説明会開催者が第1項から前項までの規定及び法第7条第3項の規定による意見を考慮して説明会の開催計画を定めたときは、説明会開催計画書の提出を求めることができる。

(説明会を開催する必要がないと認める場合)

第9条 市長は、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出（軽微な

変更として市長が認めた届出を除く。)をしようとする者に対して、当該変更が大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、施行規則第11条第2項の規定により説明会を開催する必要がないと決定するにあたり、あらかじめ施行規則第11条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めることができる資料を添付して、説明会不要申出書(様式第3号)の提出を求めることができる。

- 2 市長は、前項の申出書の提出があった場合は、その内容について施行規則第11条第2項の規定により説明会を開催する必要がないかどうかを審査し、書面によりその結果を通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により説明会を開催する必要がないと認めた場合は、法第6条第2項の規定による届出に、第1項の申出書及び資料を添付し、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による縦覧に供するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により説明会を開催する必要がないと認めた場合は、施行規則第11条第2項の規定により当該周知に係る大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出及びその添付資料に記載された事項の要旨を掲示することにより行うものとする。

(説明会の開催公告)

第10条 法第7条第2項の規定による説明会の開催の公告は、時事に関する事項を掲載し、本市の全域において講読されている、主要な日刊新聞紙への当該説明会開催の案内の掲載、ちらしの折り込み又は門真市が適切と認める方法により行うものとする。

- 2 市長は、市境店舗の説明会に係る場合は、説明会開催者に対し、第2条第2項に定める範囲(門真市域を除く。)においても、前項の公告と同様の公告を行うよう求めるものとする。
- 3 市長は、前2項の公告において、法第7条第2項に定める公告事項のほか、次に掲げる事項を掲載することを説明会開催者に対して求めるものとする。
 - (1) 大規模小売店舗の所在地及び店舗面積
 - (2) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出に係る説明会の場合は、当該変

更届出の概要

(4) 当該説明会に係る問合せ先

(説明会を開催することができない場合)

第11条 市長は、説明会開催者が法第7条第2項の規定により公告した説明会を施行規則第13条第1項に規定する事由により開催することができない場合は、説明会開催不能申出書(様式第4号)を提出するよう求めるものとする。

2 市長は、前項の申出書の提出があった場合は、その内容について、施行規則第13条第1項の事由に該当するかどうかを審査し、書面によりその結果を通知するものとする。

3 法第7条第4項の規定による周知は、当該周知に係る大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出及びその添付資料に記載された事項の要旨を掲示することにより行うことができる。

(説明会実施状況報告書の提出)

第12条 市長は、説明会開催者が法第7条第1項の規定による説明会を開催した場合(施行規則第11条第2項の規定による掲示及び法第7条第4項の規定による周知を行った場合を含む。)は、速やかに説明会実施状況報告書(様式第5号)を提出するよう求めるものとする。

2 市長は、説明会開催者に対して、前項の報告書に当該説明会において配付した資料、施行規則第11条第2項の規定により掲示した掲示物又は法第7条第4項の規定により実施した周知に係る資料の添付を求めるものとする。

(意見書の提出等)

第13条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、意見書(様式第6号)を用いて、郵送、持参等市長が認める方法により行うものとする。

2 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見を提出する者の氏名又は団体名及び代表者氏名
- (2) 意見を提出する者の住所又は団体にあつては所在地
- (3) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項及びその理由

(意見書の公告及び縦覧)

第14条 市長は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、個人情報^の保持又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について公告及び縦覧を行わないことができる。

(市の意見)

第15条 市長は、法第8条第4項の規定により届出をした者に対して意見を述べる場合又は意見を有しない旨の通知をする場合は、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出の内容をもとに、法第8条第2項の規定により述べられた意見に配慮し、及び指針を勘案して行うものとする。

2 市長は、法第8条第4項の規定により届出をした者に対して意見を述べる場合は当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を書面により通知するものとする。

(市の意見に対する届出事項の変更に係る概要書等の提出)

第16条 市長は、法第8条第7項の規定による変更する旨の届出をしようとする者に対して、あらかじめ当該変更部分に係る概要書及びそれに添付する協議に必要な書類を正本1部及び副本19部を提出するよう求めるものとする。

(市の意見に対して変更しない旨の通知)

第17条 法第8条第7項の規定による通知を行う者は、届出事項を変更しない旨の通知書(様式第7号)を用いて行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、前項の通知書に、当該通知書に係る大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができる旨を証する資料の添付を求めるものとする。

(市の勧告)

第18条 市長は、法第9条第1項の規定により勧告を行う場合は、勧告の是非及び勧告の内容について、法第8条第7項の規定による届出又は通知の内容をもとに、指針を勘案して行うものとする。

2 市長は、法第9条第1項の規定により勧告を行う場合は、その旨を書面により当該届出者に通知するものとする。

(市の勧告に対する届出事項の変更に係る概要書等の提出)

第19条 市長は、法第9条第4項の規定による変更に係る届出をしようとする者に対

して、あらかじめ当該変更部分に係る概要書及びそれに添付する協議に必要な書類を正本1部及び副本19部を提出するよう求めるものとする。

(市の勧告に対する変更の届出)

第20条 市長は、法第9条第1項の規定により勧告を行った場合において、当該勧告を受けた者に対して、原則として当該勧告を行った日から起算して2箇月以内に法第9条第4項の規定による変更に係る届出をするよう求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による期限までに変更に係る届出がなされない場合は、勧告に従う意思がないものとみなすことができる。

(市の勧告を適正に反映している旨の通知)

第21条 市長は、法第9条第4項の規定による変更に係る届出の内容が、同条第1項の規定による勧告を適正に反映しているものであると認める場合は、その旨を書面により当該勧告を受けた者に対して通知するものとする。

(公表前の意見聴取)

第22条 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行おうとする場合は、あらかじめ当該公表に係る者にその旨を通知し、原則として書面により意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該公表に係る者が正当な理由なくこれに応じないとき又は所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(公表)

第23条 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行おうとする場合は、前条の規定により聴取した意見を考慮することとする。

2 法第9条第7項の規定による公表は、市役所の掲示場に掲示し、報道機関への情報提供その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

3 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行った場合は、その旨を当該公表に係る者に対して書面により通知するものとする。

(報告)

第24条 法第14条の規定により報告を求められた者は、報告書の提出について市長が期限を付した場合は、これを遵守しなければならない。

(取下げの申出等)

第25条 市長は、第4条に規定する届出書を提出した者が当該届出書を取り下げる場合は、理由を記載した書面を提出するよう求めるものとする。

2 第5条の規定による公告を行った後に前項の書面が提出された場合は、市長は取
下げの申出があった旨を公告するものとし、公告については、同条の規定を準用す
るものとする。

3 第6条の規定による縦覧期間中に第1項の書面が提出された場合は、市長は直ち
に縦覧を中止するものとする。

(大規模小売店舗立地法事務調整会議)

第26条 市長は、次に掲げる事項を定める際には、門真市大規模小売店舗立地法事務
調整会議設置要綱（令和元年7月3日施行）第1条に規定する大規模小売店舗立地
法事務調整会議の意見を聴くものとする。

- (1) 法第8条第4項に規定する意見に関すること。
- (2) 法第9条第1項に規定する勧告に関すること。
- (3) 法第9条第7項の規定による公表に関すること。

(細目)

第27条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

指針の 項番号	指針に規定する事項	事前協議担当課
一	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき 基本的な事項	産業振興課
二1.	(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項	産業振興課、地域整備課、道 路公園課
	(2) 歩行者の通行の利便の確保等	産業振興課、教育総務課
	(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについて の配慮	環境政策課
	(4) 防災・防犯対策への協力	危機管理課、教育総務課
二2.	(1) 騒音の発生に係る事項	環境政策課
	(2) 廃棄物に係る事項等	
	(3) 街並みづくり等への配慮等	産業振興課、都市政策課